

高齢者・福祉

いきいきパス・ポイント対象事業

「心のこもった地域福祉プロジェクト2020」の1つとして、高齢者の健康づくりや社会参加を支援しています。

対象事業に参加して会場の受付又は担当窓口で「いきいきパス・ポイントカード」を提示するとポイントが付与され、貯めたポイントを地域通貨ばたん圓と交換できます。

対市内在住の65歳以上の人
ポイント付与期間 4月1日(木)～令和4年2月28日(月)

今日掲載の対象事業 ページ

みんなきらめけ!!ハッピー体操	22
セット健診、がん検診等	20
こちらウオーキングセンターです	24
子宮頸がん・乳がん・大腸がん(個別)検診	21
ファミリー歯科健診	19
いきいき生活教室	22

高齢介護課 ☎21-1406
22-7731

いきいき生活教室

日 6月23日(水)、7月7日(水)・21日(水)
午前10時～11時30分

場 高坂市民活動センター

対 市内在住の65歳以上の人

定 20人(申込順)

内 健康寿命を延ばすために自宅で実

践できる運動・栄養・口腔ケアを学ぶ。

費 400円

申・問 5月6日(木)～6月16日(水)に直接、電話又はFAXで総合福祉エリアへ。

総合福祉エリア ☎22-5561
FAX 25-3305

みんなきらめけ!!ハッピー体操

介護予防を目的とした体操です。

時間 6月 定員

市民体育館	7・21日(月)	60人
唐子地区体育館	2・16日(水)	30人
北地区体育館	10・24日(木)	50人
松山市民活動センター	8日(火)	38人
高坂市民活動センター	25日(金)	30人
大岡市民活動センター	3・17日(木)	30人
野本コミュニティセンター	7・14日(月)	35人
高坂丘陵市民活動センター	1・15日(火)	18人
大岡コミュニティセンター	①・15日(火)	26人
きらめき市民大学	14・28日(月)	30人
きらめき市民大学(男性のみ)	21日(月)	30人
市民福祉センター	22日(火)	30人
すわやま荘	15日(火)	35人

時間 午前10時～11時30分(大岡・高坂丘陵市民活動センター・きらめき市民大学(男性のみ)は午後2時～3時30分)

※○で囲まれている日は体力測定を行います。開始時間が30分早まります。

持 フェイスタオル(体操用)、バスタオル(敷物用)、体育館履き、飲み物

※事前申込は不要

立てるため、必要な事業資金の融資のあつせんをしています。

勤労者住宅資金

市内でマイホームの新築又は増改築をする勤労者で、自己資金だけでは住宅の確保が困難な人に、住宅資金の融資をあっせんしています。

資格 次の全てに該当する人

・市内に居住又は居住予定の勤労者

・同一事業所に2年以上勤務されている人

・年齢が20歳以上、55歳以下の人

・返済しながら生活を維持できる人

・市税等を完納している人

対市内に居住するための、住宅の建築・増改築(補修)・購入(中古住宅・マンションを含む)、宅地の購入

融資限度額 1千万円(無担保の場合500万円)

融資利率・返済期間

担保	融資利率	返済期間
有	年 1・865%	25年
無	年 1・500%	10年

申・問 商工観光課 ☎21-1427
23-7700

中小企業融資制度

市内の中小企業者の事業活動に役

生活にお困りの人の相談支援窓口

「仕事が見つからない」「借金が悩んでいる」「失業して家賃が払えなくなりそう」など不安や心配を抱えている人等を対象とした相談支援の窓口を開設しています。相談支援員は、状況に応じたサービスの紹介や支援を行い、自立をサポートします。

また、生活に困窮している家庭の中学生・高校生を対象に学習支援も行っています。教員OB・学生ボランティアが子どもの学習進度に合わせて学習を支援します。

日 平日午前8時30分～正午、午後1時～5時15分(年末年始を除く)

対 市内在住の人

	一般小口	特別小口
用途・返済期間	運転資金7年以内 設備資金10年以内	運転資金5年以内 設備資金7年以内
限度額	1,250万円	1,000万円
利率・保証料	年利1.75% 保証料 埼玉県信用保証協会の定めによる	
利子補給	契約期間内に完済した場合、利子・保証料の合計の20%	

申・問 商工観光課 ☎21-1427
23-7700

高額医療・高額介護合算制度について

世帯の1年間の医療費と介護サービス費の自己負担額を合算して、限度額を超えた場合には、申請により自己負担額の一部を支給します。

ただし、同一世帯内であっても、令和2年7月31日時点に加入している医療保険・後期高齢者医療制度の世帯ごとに計算をします。

対象となる世帯

次の全てに該当する世帯

- ・令和元年8月1日～令和2年7月31日の1年間に、医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある世帯
- ・医療費と介護サービス費の自己負担額の合算額が自己負担限度額を超える世帯

世帯の年間での自己負担限度額

70歳以上の人(65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している人も含む)

所得区分	負担限度額	
現役並み所得者Ⅲ	212万円	
現役並み所得者Ⅱ	141万円	
現役並み所得者Ⅰ	67万円	
一般	56万円	
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円※

※低所得者Ⅰで介護保険受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なります。

70歳未満の人

所得区分	負担限度額
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下(住民税非課税世帯除く)	60万円
住民税非課税世帯	34万円

令和2年7月31日時点で東松山市民健康保険及び後期高齢者医療制度に加入している人

支給対象となる被保険者には、お知らせを5月中に送付します。同封の申請書等に必要事項を記入し、保険年金課へ申請してください。

ただし、計算期間中に、医療保険・介護保険の資格の変更があった場合(転入、勤務先の社会保険等を喪失、後期高齢者医療制度へ移行等)、支給の対象となる旨のお知らせができないことがありますので、お問い合わせください。

令和2年7月31日時点で勤務先の社会保険等に加入している人

申請方法や必要書類について、勤務先又は加入している健康保険組合等に確認してください。

問 保険年金課(国民健康保険) ☎21-1403 ☎23-0076
(後期高齢者医療制度) ☎63-5004 ☎23-0076
高齢介護課(介護保険) ☎21-1460 ☎22-7731

STOP!高齢者虐待 ～みんなで支える、みんなで守る～

高齢者虐待は、高齢者自身の介護状態の悪化や介護疲れ、取り巻く環境、人間関係などさまざまな要因が重なって生じます。高齢者や家族の中には「世間体があるから」等の理由で、声を出せずにひとりで抱え込んでしまう人も少なくありません。高齢者や家族を孤立させないためには、地域の人のさりげない見守りや気づきが必要で、それが高齢者虐待の予防につながります。地域の皆さんが今日からできる簡単な取組をご紹介します。

あいさつを交わす

近所に高齢者や介護をしている家族がいたら、あいさつや声かけを行い、地域から孤立させないようにしましょう。

見守り

高齢者や介護をしている家族の周りに変わった様子がないか、日頃からさりげなく見守りましょう。虐待が疑われたり、異変を感じたりしたときには地域包括支援センターへご連絡ください。各地域には担当の地域包括支援センターがあります。守秘義務により、どなたが連絡や相談したかを周囲に知られることはありません。

問 高齢介護課 ☎22-7733 ☎22-7731

ウォーキング

健康長寿事業「プラス1000歩運動」参加者募集

ウォーキングをライフスタイルに取り入れ、アンチエイジングと脱メタボリックシンドロームを目指しましょう(歩数計はスポーツ課で用意します)。「埼玉県コバトン健康マイレージ」に登録している人も参加できます。

日 随時(3か月間)

場・問 社会福祉課 ☎21-1408
24-6066

対 市内在住・在勤・在学の人(団体等の参加も可)

内 毎日の歩数と毎月末の体重、血圧を測定・記録し、終了後に報告書を提出

※血圧は保健センター、各市民活動センターで測定できます。

申・問 申込書に必要事項を記入し、直接、郵送、FAX又は☎で〒355-1

8601松葉町1-1-58スポーツ課へ。

☎21-1439

☎23-2239

※申込書はスポーツ課、各市民活動センターにあります。

☎HMY029@city.higashimatsuyama.lg.jp